

令和8年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業公募型プロポーザルに係る質問書への回答

NO.	表 題	質 問 内 容	回 答	回答日
1	7. 提供資料および資料の閲覧	<p>公募型プロポーザル募集要領 4 頁より (1) 南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業補助金交付要綱及び様式 (2) 配置図 - 4 - (3) 鹿島生涯学習センター単線結線図 (4) 鹿島生涯学習センター電力使用量 (30分デマンド値) 2年分 (5) 鹿島生涯学習センター電気料金請求書 1年分 (6) 【参考】補助対象経費・対象外経費一覧 (7) 余剰電力供給可能施設 (一例) 電気使用量 (30分デマンド値) 及び電気料金請求書 1年分 (8) 既設設備図面等 なお、(1)～(7)は以下の手続きにより、資料の閲覧及び提供可能データを格納したDVD (以下「DVD」という。)の貸与を受けることができるものと し、(8)については資料の閲覧を可とする。と記載がありますが、5頁の⑤ その他にてア. 閲覧及び提供の日時は、申請者の希望日時を踏まえて担当部署から通知する。</p> <p>イ. 閲覧及び提供のために来庁する場合は、本人確認のため名刺を持参すること。ウ. (1)～(6)については担当課よりDVDにて受け取ること。(7)の閲覧は写真撮影のみ可とする。と記載があります。記載で相違があり、(1)～(7)がDVDの貸与、(8)の閲覧は写真撮影が正しいでしょうか。</p>	<p>表記誤りのため、次のとおり募集要領内の文言を読み換えることとします。</p> <p>7. 提供資料および資料の閲覧 ⑤その他 ウ</p> <p>【修正前】 (1)～(6)については担当課よりDVDにて受け取ること。(7)の閲覧は写真撮影のみ可とする。</p> <p>【修正後】 (1)～(7)については担当課よりDVDにて受け取ること。(8)の閲覧は写真撮影のみ可とします。</p>	2026.5.19
2	7. 提供資料および資料の閲覧	<p>公募型プロポーザル募集要領 4 頁の 7. 提供資料および資料の閲覧について、遠方で時間の制約があり、来庁前にDVDを貸与いただきたいのですが、可能でしょうか。来庁時の受け取りになりますでしょうか。可能な場合、資料提供閲覧申請書及び誓約書の記載・申請方法につきましてもご教授いただきたく存じます。</p>	<p>原則、来庁での受け取りとしておりますが、やむを得ない事情がある場合のみ郵送での送付も可とします。</p> <p>その際、「資料提供閲覧申請書及び誓約書(様式3)」の提出時に電子メール本文へDVD送付の旨(送付先の住所等)を追記してください。</p>	2026.5.19
3	7. 提供資料および資料の閲覧	<p>公募型プロポーザル募集要領 4 頁の 7. 提供資料および資料の閲覧について、閲覧及び提供のための来庁は2回以上伺う事は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。その場合「資料提供閲覧申請書及び誓約書(様式3)」を改めてご提出してください。</p>	2026.5.19
4	5. 公募条件 (プロポーザル参加資格要件)	<p>公募型プロポーザル募集要領4 頁の 5. 公募条件 (プロポーザル参加資格要件) について、(9) 事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士法 (昭和25 年法律第202 号) による一級建築士 ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者 <p>上記資格は、共同企業体での参加の場合、本事業を実施する代表者、構成員いずれかの者が有していれば足りる。</p> <p>その他、遵守すべき関連法令等に基づく有資格者が必要な場合は、その資格を有する者を体制の中を含めること。なお、工事を行う際には、必要となる有資格者により工事を行うこと。と記載がありますが、単独の法人の場合、資格を有するものは協力業者でも良いでしょうか。</p> <p>また、8 頁に 11. 企画提案書の提出に・供給される余剰電力量が施設全体の電力需要量を下回る場合、事業者は不足する電力 (小売電力) を再生可能エネルギーにより供給することも可能とする。</p> <p>その場合、登録小売電気事業者の登録に関する通知等の証明書類を提出すること。</p> <p>と記載がありますが、単独の法人の場合、小売電気事業者の役割は協力業者でも良いでしょうか。</p>	<p>単独の法人で本プロポーザルへ参加する場合、協力事業者にて必要な有資格者を保有していれば参加資格要件を満たすこととします。ただし、業務実施体制表 (様式5) での有資格者の確認がとれないため、提案書に協力業者名と技術者名を明記するとともに、資格者証の写しを添付することが必要です。小売電気事業者の役割についても同様です。</p>	2026.5.19
5	4. 事業スケジュール・事務手順	<p>公募型プロポーザル募集要領 3 頁の (2) 電力供給契約締結までの事務手順について、現地調査実施 (任意) 令和 8 年 6 月 2 日 (火) 10:00～と記載がありますが、現地調査実施の日時はその他の日時、または同日の別時間にてご調整いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>現地調査は令和 8 年 6 月 2 日 (火) 10:00～以外は実施致しません。</p> <p>施設管理者の都合上、ご了承ください。</p>	2026.5.20
6	8. 現地調査参加申込	<p>参加人数は複数名でも可能でしょうか? また人数制限はございますでしょうか?</p>	<p>人数制限は設けておりません。</p>	2026.5.21
7	8. 現地調査参加申込	<p>複数名参加可能な場合、現地調査参加申込書の参加予定者記入欄を追加して参加者情報を記載すればよろしいでしょうか?</p>	<p>「現地調査参加申込書 (様式4)」へ参加予定者記入欄の追加、又は参加予定者ごとに「現地調査参加申込書 (様式4)」を提出していただいても構いません。</p>	2026.5.21
8	7. 提供資料および資料の閲覧	<p>提供資料 (4) 鹿島生涯学習センター電力使用量 (30分デマンド値) 2年分が鹿島保健センターのデマンドデータになっていないでしょうか。デマンドデータ値が一致しており、住所記載も鹿島保健センターになっております。</p>	<p>DVDへの格納データに誤りがあったため、既にDVDを提供済の事業者へは電子メールにて修正資料を送付いたします。</p>	2026.5.25

令和8年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業公募型プロポーザルに係る質問書への回答

NO.	表 題	質 問 内 容	回 答	回答日
9	(4) 契約単価等	仕様書2頁の(4)契約単価等について、④契約単価には、発電設備等の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。また、施設の使用料は発生しない。なお、契約単価は、原則、契約期間中において一定額とし、現状の電気需要量及び単価をもとに算定し、現状の単価より同額以下の単価となる提案をすること。提案した単価が契約単価となるものではないので注意すること。 ただし、当該事業期間中に、施設の使用状況等が変化し電気使用量が著しく低下する場合は、市と協議の上単価の見直しをすることも可能とする。と記載があります。ここでいう現状の単価は提供資料(5)鹿島生涯学習センター電気料金請求書1年分の①電力量合料金計÷使用量合計を割った値(令和7年度4月の場合、553,838円59銭÷18,334kwh)になりますでしょうか。それとも料金合計÷使用量合計を割った値(令和7年度4月の場合、764,786円÷18,334kwh)になりますでしょうか。	導入前の系統電力料金は基本料金や従量料金等で構成されるため、基本料金等を含むkWh単位の総合単価(年間請求額÷年間電気使用量)との比較とします。	2026.5.25
10	7. 提供資料および資料の閲覧	余剰売電先への単価条件及び発電不足時の再エネ電力単価の条件があれば教えていただきたいです。また、施設ごとの電力料金請求書1年分をいただきたいです。	余剰売電先への単価条件及び発電不足時の再エネ電力単価の条件については、NO.9の通りとします。 また対象施設の電気料金請求書については、提供資料(7)にて提供しておりますが、供給先については一例であり、事業者選定後に再度協議を行うものとします。	2026.5.25
11	7. 提供資料および資料の閲覧	既存施設の建築確認書類と地盤調査データも閲覧させていただくことはできませんでしょうか。	保有してある資料に限り、追加で閲覧可能とします。既に閲覧を終えている事業者につきましては、現地調査時に提供いたします。	2026.6.1
12	施設内の木々について	カーポートの設置にあたり駐車場北側に樹木があり、カーポートに接触いたします。木々の枝をカーポートの設置に影響がないように枝を払うなど、処理は可能でしょうか。木自体の伐採については現状考えていません。	カーポート設置に伴い、樹木との接触を避けるための枝払い程度の作業は問題ございません。実際の作業前に施設管理者立ち合いの上で確認いたします。	2026.6.5
13	工期の延長、および追加費用について	カーポートの設置工事にあたり、地中から予期せぬ埋設配管などの埋設物があった場合、カーポートの配置計画や配管ルートに変更が生じる可能性がございます。その際、施工工期延長及び埋設物の処理費用に関してご協議いただくことは可能でしょうか。	「募集要領11. 企画提案書の提出(5)提出書類⑤カP P A料金単価及び発電設備導入前後の電気料金及び参考見積書」にも記載しておりますが、提案時の単価が契約単価となるものではありません。業者選定後の調査・設計・工事を進めるにあたり、予期せぬ事象が発生した際は単価の見直しの協議は可能とします。一方、「現状の単価と同額以下」という要件は変わりません。また、工期延長については進捗状況を鑑みて協議といたします。	2026.6.5
14	補助金実績報告時の資料提出について	補助金実績報告で求められている機器の保証書の発行が、運用開始後(4/1)以降のご用意となる可能性がございます。その場合、一部の資料については追ってご用意させて頂く形をとることは可能でしょうか。	問題ございません。準備ができ次第ご提出ください。	2026.6.5
15	蓄電池の容量について	蓄電池の容量について下限の条件等はございますでしょうか。	下限の条件は1kWhとなります。選定した容量の理由等、プレゼンテーションで提案いただければ問題ございません。	2026.6.5
16	工事区画について	工事期間中にはカーポートの設置エリアの駐車場については、施設利用者様の安全面を考慮して完全封鎖を考えております。駐車場の閉鎖が難しい時期等はございますでしょうか。	原則、完全封鎖は可能ですが、施設でのイベント等でピンポイントで施設側が使用する場合もございますので、業者選定後の工程打合せ時に協議させていただきます。	2026.6.5
17	保安規程・太陽光保安業務について	保安規程については太陽光用で新設するのではなく、既存の保安規程を変更して太陽光の内容を加えさせていただく形で問題ないでしょうか。 また施設の主任技術者の方で太陽光の保安管理業務を行っていただける認識でよろしいでしょうか。 ※太陽光の点検項目が増えることにあたっての費用の負担はPPA事業者側で致します。 保安業務を行っていただける場合は太陽光発電設備の絶縁抵抗など、点検業務も含めて実施頂けるのでしょうか。	ご認識のとおり、保安規程については太陽光用で新設するのではなく、既存の保安規程を変更して太陽光の内容を加える形となるため、施設の主任技術者の方で太陽光の保安管理業務を実施いたします。一方、太陽光発電設備の絶縁抵抗、点検業務などの維持管理については施設の主任技術者へ委託もしくは事業者側で新たに選任していただいても構いません。	2026.6.5